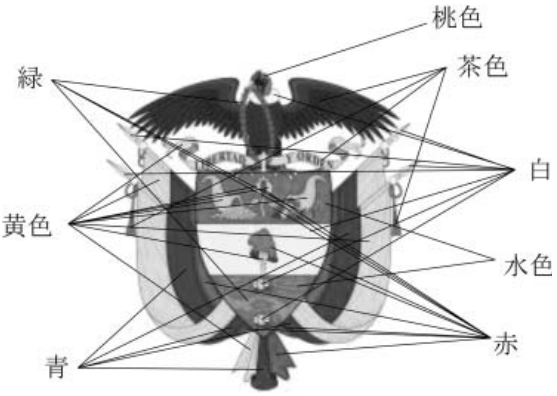
○経済産業省告示第百六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたコロンビア共和国の紋章を次のように指定したので、告示する。

令和八年八月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

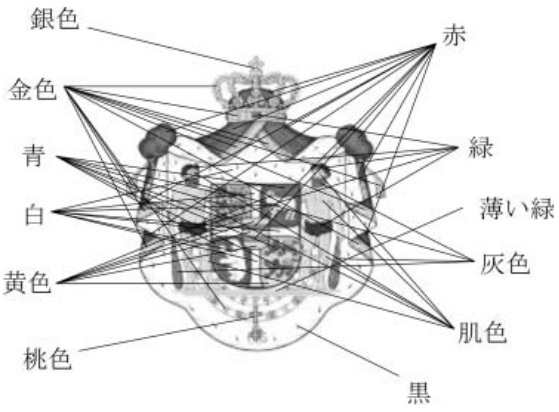


○経済産業省告示第百七号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたデンマーク王国の紋章を次のように指定したので、告示する。

令和八年八月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正



○経済産業省告示第百八号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたキルギス共和国の紋章を次のように指定したので、告示する。

令和八年八月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

